

リヤド意匠法条約(RDLT)の各規定の内容

The Provisions of Riyadh Design Law Treaty

大峰 勝士*
OMINE Masashi

榎本 史夫**
ENOMOTO Fumio

【抄録】

2024年11月、サウジアラビア・リヤドにおいて意匠法条約を確定し採択するための外交会議が開催され、約2週間の議論の末、「リヤド意匠法条約(Riyadh Design Law Treaty: RDLT)」が採択された。RDLTは、特許法条約(Patent Law Treaty: PLT)、商標法条約(Trademark Law Treaty: TLT)及び商標法に関するシンガポール条約(Singapore Treaty on the Law of Trademarks: STLT)と同様、国ごとに求められる国内出願の方式要件や手続を調和・簡素化させることを目的としており、手続期間を徒過した場合や権利を喪失した場合の救済措置などが盛り込まれた手続調和条約である。加えて、RDLTには、PLTなどには含まれないグレースピリオド(新規性喪失の例外)や出願・登録意匠の非公表の維持(秘密意匠制度)の規定も含まれる。

本稿では、RDLTの各条文の内容を、採択されるまでの経緯にも触れつつ解説する。

意匠制度は特許制度や商標制度と比較して、各国の相違が大きく、制度調和に資する条約が成立したことの意義は大きい。今後RDLTの締約国が増えるにつれて、本条約が規定する手続がグローバルな意匠制度のスタンダードとなることが期待され、各国の意匠制度の調和を促進し、企業やクリエイターをはじめとする出願人が各国へ意匠出願する際の予見可能性が向上するとともに、負担が軽減されることが期待される。

1. はじめに

リヤド意匠法条約(Riyadh Design Law Treaty(以下「RDLT」と記載する))は、特許法条約(Patent Law Treaty(以下「PLT」と記載する))、商標法条約(Trademark Law Treaty(以下「TLT」と記載する))及び商標法に関するシンガポール条約(Singapore Treaty on the Law of Trademarks

(以下「STLT」と記載する))と同様、国ごとに求められる方式要件や手続を調和・簡素化させることと、手続期間を徒過した場合や権利を喪失した場合等に、一定の条件下で提供される救済措置が盛り込まれた条約である。加えて、本条約には、PLTやSTLTには含まれない、グレースピリオド(新規性喪失の例外)や出願・登録意匠の非公表の維持(秘密意匠制度)の規定も含まれる。

* 特許庁意匠課 意匠審査基準室長
Director, Design Examination Standard Office, Design Division, Japan Patent Office

** 特許庁国際出願室 室長補佐
Deputy Director, International Application Office, Japan Patent Office

※本稿中、意見・見解に係る部分は、執筆者の個人的見解であり、所属する組織の見解とは関係がないことを予めお断りしておく。

本稿では、RDLT の各条文の内容を、採択されるまでの経緯に触れつつ解説する。

2. 経緯

RDLT の成立に向けた議論は、2005 年に実施された、世界知的所有権機関（The World Intellectual Property Organization。以下「WIPO」と記載する。また、RDLT の各条文及びその解説における「機関」も WIPO のことを意味する）の商標法、意匠法及び地理的表示に関する常設委員会（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications（以下「SCT」と記載する））の第 15 回会合において、欧州各国が要望し、SCT としてこの議題に取り組むことが合意されたことに端を発する¹⁾。その後、加盟国へのアンケート調査による各国・地域の意匠制度の実態把握、制度調和が可能な分野の抽出などを経て、2010 年の第 24 回 SCT 会合から本格的な条文案、規則案に基づく議論が開始された。

SCT での議論が進展するにつれ、条約を採択するための外交会議²⁾ 開催への期待が高まる³⁾ 一方で、途上国への技術支援の条約上の扱い⁴⁾ や、途上国が求める伝統的知識・伝統的文化表現等の出所開示要件の導入⁵⁾ について、先進国と途上国との間で懸隔が生じた結果、条文案や規則案に関する議論が停滞した⁶⁾。その後、長きに渡り、外交会議の開催に合意できない状況

が続いたが、2022 年 7 月に開催された第 63 回 WIPO 加盟国総会において、膠着状態を脱し、2024 年までに「意匠法条約を確定し採択するための外交会議」を開催することが決定された。これを受け、2023 年 10 月に、SCT 特別会合及び外交会議準備委員会が開催され、第 35 回 SCT 会合までに検討された条文案、規則案において依然合意に至っていない論点について整理しつつ、外交会議での議論の起点となる、意匠法条約及び規則の条文案草案である基本提案が承認された。

2024 年 11 月 11 日～22 日に、サウジアラビア・リヤドで開催された外交会議では、WIPO 加盟国が集い、論点が残された条文を中心に最終交渉を行い、2 週間にわたる集中的な議論を経て、条約の名称に開催地名のリヤドを冠した RDLT、RDLT に基づく規則（Regulations under the Riyadh Design Law Treaty。以下「規則」と記載する）及び RDLT 及び規則を補足する外交会議の附帯決議（Resolution by the Diplomatic Conference supplementary to the Riyadh Design Law Treaty and the Regulations thereunder。以下「附帯決議」と記載する）が採択された。

意匠に関する条約が WIPO で成立するのは、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（1999 年）以来、25 年ぶりである。また、TLT（1994 年）、PLT（2000 年）、STLT（2006 年）に続き、RDLT が採択されたことで、産業財産権分野の手続調和条約が、特許・商標・意匠の全ての分野で出そろったこととなる（表 1）。

表 1：特許・意匠・商標の手続調和条約

条約名	採択年	発効年	日本加入年
商標法条約（TLT）	1994	1996	1997
特許法条約（PLT）	2000	2005	2016
商標法に関するシンガポール条約（STLT）	2006	2009	2016
リヤド意匠法条約（RDLT）	2024	-	-

3. RDLT の各規定⁷⁾

本条約には、意匠出願・登録に係る手続に関し、各国意匠制度の調和の基礎となる多種の規定が設けられている。ここでは、SCT での議論等の補足を加えつつ、各規定を紹介する。以下、特段の付記なく条番号を記載する場合は RDLT の条文を、特段の付記なく規則番号を記載する場合は RDLT に基づく規則の各規則を指す。

第 1 条 略称

(関連:第 1 規則並びに附帯決議 1 及び附帯決議 6)

本条は条約、規則で用いられる用語の意味を規定し、関連する第 1 規則は規則で用いられる用語の意味を規定している。また、附帯決議 1 は第 1 条(viii)を補足するものであり、附帯決議 6 はもともと本条に規定するよう提案されたものであり、期間の計算に関わり広く適用されるものであることから、あわせて記載する。

(i)は、「締約国 (Contracting Party)」を定めており、この条約の締約国には、国だけでなく政府間機関が含まれることを規定している。

(ii)～(v)では「官庁 (Office)」、「登録 (registration)」、「出願 (application)」及び「関係法令 (applicable law)」をそれぞれ定めている。

(vi)では、「意匠 (industrial design)」というときは、2 以上の意匠を含むときには (複数形の)「意匠 (industrial designs)」を含むものとしている。

(vii)では、「者 (person)」というときは、特に自然人及び法人を含めていうものとしている。

(viii)では、「(自国の) 官庁に対する手続 (procedure before the Office)」とは、出願又は登録に関し、自国の官庁に対して行われる手続をいうこととしている。附帯決議 1 では、この

(自国の) 官庁に対する手続に、関係法令における「司法手続 (judicial procedures)」を対象としないことが記載されている。

(ix)～(xviii)では、「書類 (communication)」、「官庁の記録 (records of the Office)」、「出願人 (applicant)」、「名義人 (holder)」、「パリ条約 (Paris Convention)」、「実施権 (license)」、「実施権者 (licensee)」、「規則 (Regulations)」、「外交会議 (Diplomatic Conference)」及び「総会 (Assembly)」をそれぞれ定めている。

(xix)では、「批准書 (instrument of ratification)」は、受諾書又は承認書を含めていうものとしている。

(xx)～(xxii)では、「機関 (Organization)」、「国際事務局 (International Bureau)」及び「事務局長 (Director General)」をそれぞれ定めている。

(xxiii)では、各条においてこの条約の規定を引用するときは、当該規定に係る規則の規定を含むものとする規定している。

規則の第 1 規則では、(1)において、同規則において用いられる、「条約 (Treaty)」、「条 (Article)」、「ロカルノ分類 (Locarno Classification)」、「排他的な実施権 (exclusive license)」、「単独実施権 (sole license)」及び「非排他的な実施権 (non-exclusive license)」をそれぞれ定めている。また、(2)において、条約第 1 条において定義される略称は、規則の適用上同一の意味を有することが規定されている。

附帯決議 6 は、RDLT 及び同規則のうち、月単位により特定する期間について、第 7 条、第 26 条及び第 30 条並びに第 9 規則を除き、締約国は 1 月を 30 日としてもよいとされている。これは、第 3 回 SCT 特別会合で第 1 条に追加する規定としてブラジルが提案⁸⁾し、エジプト、ナイジェリア及びペルーが支持したことで、外

交会議基本提案に意見の収れんに至っていないことを示すブラケットを付しつつ (xxv) として加えられた「条約及び規則において月単位で示した期間は締約国の国内法に従い計算することができる」という規定が交渉の過程で形を変えた結果といえ、第 1 条との関係も深い。なお、本稿においては対象条文においてそれぞれ記載するが、実際に RDLT 締約国に対し手続を行う際は、対象国において月の計算が暦月か 30 日 (の倍数) のいずれに基づくものか、という点に注意いただきたい。

第 2 条 一般原則

本条は、RDLT の一般原則として、実体的要件及び他の条約との関係並びに出願人等がより有利になる条件の扱いを定めている。

(1) では、RDLT 及び規則が締約国の意匠の保護に関する実体的要件を定める自由を制限する規定として解釈されないことを定めている。(2) では、RDLT のいかなる規定も、他の条約に基づく締約国の義務を軽減するものではないことを定めている。また、(3) では、第 6 条の規定 (出願日認定要件) を除き、締約国が出願人や権利者にとって、RDLT 及び規則に定める要件よりさらに有利になる (more favorable) 要件を定める自由を定めている。これらの一般原則から、手続者は、RDLT の締約国については、RDLT で定められた全ての要件に従い手続をすることで、形式的要件を満たすこととなる。ただし、締約国が第 31 条に規定する留保を宣言している場合、RDLT の一部の規定が適用されていないことがあるため注意いただきたい。

第 3 条 条約が適用される出願及び意匠

本条は RDLT が適用される出願や登録等につ

いて定めている。

(1) では、RDLT が締約国の官庁に対して又は当該官庁についてする国内出願又は広域出願に適用されることを定めている。(2) では、RDLT が関係法令に基づき意匠登録することができる又は特許を与えることができる意匠に対し適用されることを定めている。意匠の保護制度は国により様々な体系を採っており、日本の意匠法のように意匠を登録する⁹⁾ 国や地域がある一方で、特許法における特許対象の 1 つとして意匠を定めている国もある¹⁰⁾。

第 4 条 出願

(関連：第 2 規則，第 3 規則，附帯決議 5)

本条及びその関連規定では、締約国官庁が出願に対し課すことのできる要件を定めるとともに、締約国官庁に対し、本条の規定や関連規定に定めるもの以外の要件とすることを制限する規定を TLT 第 3 条 (7)，PLT 第 6 条 (1) 及び STLT 第 3 条 (4) と同様に定めている。

(1) は、出願の内容及び料金の支払いを定めており、(a) では願書に記載又は添付するよう要求することができるものとして以下を定めている。

- (i) 登録の申請
- (ii) 出願人の氏名又は名称及び住所
- (iii) 出願人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (iv) 第 5 条 (3) (補足：在外者が代理人によらずにできる手続について、締約国官庁が国内の送達等のための住所を要求できる規定) に基づき送達のための宛先又は通信のための宛先が要求される場合には、当該宛先
- (v) 規則に規定 (補足：第 3 規則。内容については後述) される、意匠の描写

(vi) 意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品の表示

(vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願に基づく優先権を主張する場合には、当該先の出願に基づく優先権を主張する旨の申立て並びにパリ条約第 4 条の規定に従って要求される時は当該申立てを裏付ける表示及び証拠

(viii) 出願人がパリ条約第 11 条（補足：博覧会出品の仮保護）の利用を希望する場合には、意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品が公の又は公に認められる国際博覧会において公開されたことを示す証拠

(ix) 規則に定めるその他の表示又は要素

(b) では出願について料金の支払いを要求できることを定めている。

(2) では、締約国官庁が、関係法令に基づいて認められる場合には、出願に出願人が認識している意匠の登録の適格性に影響を及ぼす可能性のある先の出願若しくは登録又は伝統的文化表現及び伝統的知識を含むその他の情報の表示を求めることができることを定めている。

本規定は交渉過程において途上国が強く求めた規定の 1 つであり、実際に意匠法において伝統的文化表現及び伝統的知識に関する規定を設けている国もあることから、手続をしようとする国において出願時の要件に伝統的文化表現や伝統的知識の表示が手続上の要件となっていないか注意が必要である¹¹⁾。

(3) では、本条(1)、(2)及び第 12 条（書類）に規定する表示（補足：後述する第 2 規則等、これ

らの条で委任した規則に規定する表示等を含む）以外の表示や要素が出願において手続上の要件となつてはならないことを規定している。この規定は本条約の目的である手続の国際調和のみならず、手続の簡素化や制度利用者の負担軽減の実現も目指したものである。

(4) では、関係法令の定める条件に従って、1 つの出願に複数の意匠を含んでもよいことを定めている。

(5) では、締約国は、出願の審査の過程において、官庁が出願に含まれる表示又は要素の真实性を合理的に疑う場合に、官庁に対して証拠を提出するよう要求することができることを定めている。

また、第 4 条(1)(a)(v)及び(ix)では、詳細を規則に委ねており、これを受けた第 2 規則及び第 3 規則についてもあわせて記載する。

第 2 規則

第 2 規則は第 4 条(1)(a)(ix)を受けた願書の詳細を定めた規定である。

(1) では締約国官庁が出願人に求めてもよいその他の表示として、以下を定めている。

(i) 意匠を構成する製品又は意匠が使用されることとなる製品が属するロカルノ分類の類別の表示

(ii) 請求の範囲 (a claim)

(iii) 新規性の陳述書

(iv) 説明 (a description)

(v) 意匠の創作者の特定に関する表示

(vi) 創作者が、彼自身／彼女自身が意匠の創作者であることを信じる旨の陳述書

(vii) 出願人が意匠の創作者でないときに、(意匠登録を受ける)権利を有していることの陳述書又は出願人の選択により官庁が認

める、出願人への意匠の譲渡についてのその他の証拠

- (viii) 出願人が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称
- (ix) 出願人がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、出願人がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び出願人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
- (x) 出願人が認識している、意匠の登録の適格性に影響を及ぼす可能性のある先の出願若しくは登録又はその他の情報の表示
- (xi) 出願人が意匠を一定期間非公表のまま維持することを希望するときには、その旨の請求
- (xii) 出願に複数の意匠が含まれるときには、含まれる意匠の数の表示
- (xiii) 出願の保護期間の表示
- (xiv) 締約国が出願について料金の支払いを要求するときには、その支払いが行われた証拠
- (xv) 該当する場合には、部分意匠の表示
- (xvi) 該当する場合には、早期の公表の請求

(2)では、分割出願のときに締約国官庁が要求することができる項目として以下を定めている。

- (i) その旨の表示
- (ii) もとの出願の出願番号及び出願日

(3)では、部分意匠について、締約国は、関係法令が認めるときには、物品又は製品の部分に

具現化された意匠を対象とする出願を認めることを定めている。

第3規則，附帯決議5

第3規則は第4条(1)(a)(v)を受けた規定であり、意匠の描写の詳細を定めており、附帯決議5は第3規則(2)についてされたものなのであわせて記載する。

(1)(a)では、意匠の描写の形式として、出願人の選択により写真、図示的描写(図面)又は官庁が認めるその他の視覚的描写¹²⁾とすることができ、(b)では、カラー又は白黒とすることができることを定めている。このため、締約国は、意匠の描写の提出方法として、白黒写真、カラー写真、白黒の図示的描写(図面)、カラーの図示的描写(図面)のいずれも受け入れ、そのいずれとするかを出願人に対し要求できない。

(c)では、意匠は他のあらゆるものを除いて単独で表示しなければならないことを定めているが、(2)ではこの例外として、(i)点線又は破線のような視覚的手段(visual means)によって表示される、請求される意匠の一部を構成しないもの(補足:第3規則(2)(i)では、関係法令の定めに従い、これを説明で特定することや、視覚的手段と説明で特定することも許容されることを定めている)や、(ii)3次元意匠(a three-dimensional design)の輪郭又は容積を示すための陰影を含めることができることを定めている。なお、附帯決議5において第3規則(2)を、締約国に部分意匠の保護を要求するものと解釈してはならないことが示されている。

(3)(a)では図について、出願人の選択により意匠を完全に開示する1つの図又は複数の図とすることができることを定めており、(b)では、官庁が意匠を構成する製品又は意匠が使用され

ることとなる製品を完全に示すために必要な場合に、追加的な特定の図を要求できることを定めている。

(4)では、意匠の描写の提出部数として電子出願の場合は1部しか求めることができず、紙出願の場合は3部よりも多く（すなわち4部以上）求めることができないことを定めている。

第5条 代理及び送達のための宛先

（関連：第4規則）

本条は、代理に関する要件を定めている。(1)では、(a)で締約国が、(自国の)官庁に対する手続のために選任される代理人について、(i)出願及び登録に関して官庁に対し業として手続をとる権限を関係法令に基づいて有すること及び(ii)当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けることについて求めることができることを定めている。また、(b)で、締約国の官庁に対する手続に関し、(a)の規定に基づき当該締約国により適用される要件を満たす代理人による又は当該代理人に対する行為は、当該代理人を選任した出願人、名義人その他の関係する者による又はこれらの者に対する行為としての効果を有することを定めている。

(2)では、官庁が代理人を選任するよう要求できる場合と要求できない手続について規定している。(a)で、締約国が、(自国の)官庁に対する手続において、自国の領域内に住所も現実かつ有効な工業上若しくは商業上の施設も有しない出願人、名義人又はその他の利害関係人(以下、本条の説明において「在外者」と記載する)に対し代理人を選任することを要求することができることを定めているが、この例外として(b)で、在外者が、官庁に対し出願日の設定のために出願をすること及び料金の単なる支払いにつ

いては、自らのために行動することができることを定めている。また、(3)では、締約国が(2)に従って代理人を要求しない範囲において、(自国の)官庁に対する手続のため、自国領域内に送達のための宛先又は通信のための宛先を有することを要求できることを定めている。なお、締約国が出願にこの宛先を記載することを求めることができることは、別途第4条(1)(a)(iv)に規定されている。

ただし、第5条(2)(b)は第31条に規定する留保の対象になっており、留保の宣言をした締約国官庁は、在外者が官庁に対し出願日の設定のために出願する手続に対しても代理人を選任することを要求できるため注意いただきたい。

(4)では、締約国は、規則に定める方法で自国の官庁に提出された代理人の選任を認めることが規定されている。この「規則に定める方法」については第4規則(1)に以下のように規定されており、第4規則(3)では、第4規則(1)の書類に含まれる表示の真実性を合理的に疑う場合に、官庁に対して証拠を提出するよう要求することができることを定めている。

第4規則(1)(a) 締約国は、官庁に対して代理人により代理することを出願人、名義人その他の利害関係人に許可し又は要求する場合には、出願人、名義人その他の利害関係人の氏名並びに代理人の氏名及び住所を表示した個別の書類（以下「委任状」）により代理人を選任することを求めてもよい。

第4規則(1)(b) 委任状は、委任状で特定された1つ又は複数の出願及び／又は登録、又は選任者により示された例外を条件として、その者の既存及び将来の全ての出願及び／又は登録に関係することができる。

第4規則(1)(c) 委任状は、代理人の権限を特定の行為に限定することができる。締約国は、代理人が出願を取り下げる権能又は登録を放棄する権能を備える委任状には、その旨を明示することを要求することができる。

(5)では、書類の形式的な要件に関し、第12条に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は(1)から(4)までに定める要件以外を満たすよう要求することができないことを規定している。これは、第4条(3)同様、本条約の目的である手続の国際調和のみならず、手続の簡素化や制度利用者の負担軽減の実現も目指したものである。

(6)では、(1)から(4)までの要件を満たしていない場合に、規則に定める期間(第4規則(2))。出願人、名義人その他の利害関係人の住所が締約国の領域内の場合、本条の通知から1月以上、領域外の場合、本条の通知から2月以上。なお、ここでの「月」に関し、本条及び本規則は附帯決議6の対象であることから、締約国により暦月ではなく30日と計算され得る点に注意)内に当該要件を満たす機会を与えることを定めており、(7)では、この期間内に(1)から(4)までの要件を満たせなかった場合に、締約国が国内法令の定めるように制裁をしてもよいことを定めている。

第6条 出願日 (関連: 第5規則)

本条は出願日認定の要件を定めたものである。先願主義を原則とし、新規性を登録要件とする意匠制度において、出願日認定の要件を明確化することは非常に意義があり、可能な限り限定することは、出願人の利便性に資する。一方、各国の事情も勘案し、特定の項目について、本

条約の締約国となる時に当該国において出願日認定の要件として適用されていることを条件に、宣言(a declaration)で事務局長に対し通知することで、追加的に出願日認定の要件とすることも定めている。この出願日認定の要件として「締約国の法令に定められた表示又は要素」も加えることも提案されていた¹³⁾が、これは本規定の趣旨を覆すものであり、外交会議において本提案は削除されている。

(1)(a)は、締約国が、(b)及び(2)に従うことを条件とし、官庁の認める言語で記載された次のものを官庁が受理した日を出願日として認めることを定めている。

- (i) 出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示
- (ii) 出願人を特定することができる表示
- (iii) 意匠の十分鮮明な描写
- (iv) 出願人又は出願人の代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示

(1)(b)では、締約国が上記のうち、(iii)意匠の十分鮮明な描写及び(ii)出願人を特定することができる表示又は(iv)出願人若しくはその代理人に官庁が連絡することを可能とする表示を伴うのであれば、(a)にいうその他の表示及び要素の全てでなく一部のみを受理した日又は官庁の認める言語以外の言語で受理した日を出願日として認めてもよいことを定めている。これは、締約国は意匠の描写や及び出願人等の連絡先が不足する場合に出願日を認めてはならないことを意味するが、この背景には、第25回SCT会合資料における議論で、単に(1)(a)に相当する規定において挙げた項目の一部であっても出願日を認めてよいとする規定案¹⁴⁾に対し、参加

国等から意匠の描写のない出願に対し出願日を認定しないよう要請があったこと等がある。

(2)では、追加的な出願日認定の要件を定めている。(a)は、締約国が本条約の締約国となる時に当該国において出願日認定の要件として適用されていることを条件とし、宣言(a declaration)で事務局長に対し通知することで、追加的に出願認定の要件とすることを定めており、(c)で通知した宣言はいつでも取り下げることができると定めている。(b)では、(a)に従って通知してもよい要件を以下のとおり定めている。

- (i) 意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品の表示
- (ii) 意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明
- (iii) 請求の範囲 (a claim)
- (iv) 必要な料金の支払い
- (v) 意匠の創作者の特定に関する表示

(3)では、いかなる締約国も、出願日に関し、(1)(a)及び(2)(b)に定める要件以外の要件を満たすよう要求できないことを定めている。すなわち、(1)(a)(i)～(iv)と(2)(b)(i)～(v)に挙げられた9つの表示及び要素を全て備えていれば、RDLTの締約国においては出願日認定の要件を満たすこととなる。

(4)では、(1)及び(2)(b)の要件を満たしていない場合に、規則に定める期間(第5規則。本条の通知から1月以上。なお、ここでの「月」に関し、本条及び本規則は附帯決議6の対象であることから、締約国により暦月ではなく30日と計算され得る点に注意)内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与えることを定めており、(5)では、この期間内に出願人が適用

される要件を満たした場合は、出願日は(1)及び(2)(b)に基づき締約国が要求する全ての表示及び要素が官庁により受理された日までとしなければならない、この期間内に要件を満たさなかった場合は、その出願は出願されなかったものと扱われることを定めている。

第7条 開示した場合における出願のグレースピリオド(関連:第32条(1))

本条は意匠を公開した場合における出願のグレースピリオドについて定めたものであり、日本における新規性喪失の例外(意匠法第4条)に相当する。通常、公開した意匠をその後に出願したとしても、出願された意匠は出願前に公開された意匠により新規性を損なったものであるため保護を受けることができないが、グレースピリオドが適用される場合においては、公開された意匠のうち一定の要件を満たすものについては意匠の新規性等を損なわないとするものである。具体的には、出願日(優先権が主張されている場合は優先日)から12月(補足:本条は附帯決議6の対象外のため暦月を意味する)以内にその公開が(i)創作者又はその承継者又は(ii)不正の結果も含め、創作者若しくはその承継者から開示された情報を直接的又は間接的に入手した者によるものである場合に、意匠の新規性及び/又は独創性、場合によっては独自性や非自明性を損なわないことを定めている。

本条は登録要件の判断に影響するため、検討の過程においては各国から自国の制度に基づき様々な主張がなされ、グレースピリオドを認める期間の表現として、6又は12月(6 or 12 months)、少なくとも6月(at least 6 months)、6月から12月(between six and 12 months)とすることや、6月を180日と理解している旨の発

言¹⁵⁾等もあり、また、公開の態様として国際博覧会等に限る提案等もあったが、最終的に公開の態様を制約することなく¹⁶⁾期間を12月という長い期間に統一したことは、交渉の大きな成果といえよう。

ただし、本条は第31条(2)に規定する留保の対象であり、締約国は条約の締結時に、留保の宣言により本条の拘束を受けないこととすることもできるため、締約国の留保に留意いただきたい。

第8条 創作者名による出願要件

本条は創作者名による出願要件とその方式を定めている。

(1)は、締約国が意匠の創作者名により出願することを要件とできることを定めている。また、(2)では、締約国が意匠の創作者名により出願することを要件とするときは、当該要件は、意匠の創作者名が出願においてそのように示され、(i)出願人名と一致する、又は(ii)意匠の創作者が署名した、出願人が(意匠登録を受ける)権利を有していることの陳述書が出願に添付されている又は含まれているのであれば、当該要件を満たしたものとすることを定めている。

第9条 複数の意匠を含む出願の補正又は分割

本条は複数の意匠を含む出願の扱いについて定めている。

(1)では、複数の意匠を含む出願(条約では、初出において、「もとの出願」(initial application)と記載するよう付記している。本稿においても同様に以下「もとの出願」と記載する)が第4条(4)(補足:締約国が関係法令の定める条件に従って、1つの出願に複数の意匠を含んでもよいことを定めたもの)に従って締約国が定めた条件

に適合しない場合、官庁は出願人の選択により、

(i)当該条件に適合するようもとの出願を補正すること、又は(ii)もとの出願において保護を求めた意匠を当該条件に適合するように2以上の出願に分割することのいずれかを求めることができる」と定めている。(2)では、関係法令により許容されている場合は、出願人は自ら出願を2以上に分割することができる」と定めている。(3)では、分割出願は、もとの出願の出願日、及び適用される場合には優先権の主張の利益を有する(shall preserve)と定めている。また、(4)では、出願の分割は料金の支払いを条件とすることができる」と定めている。

第10条 意匠の公表(関連:第6規則)

本条は出願された意匠を一定期間公表しないことを定めたものであり、日本の秘密意匠(意匠法第9条)に相当する。意匠を創作したが実施化までに時間がかかる場合に、創作が完了してすぐに意匠登録出願すると、実施前に意匠公報に掲載され、その後実際に商品を広告、販売しようとしたときの外観の斬新さを弱め、商品の広告、販売に支障をきたす場合がある。このようなビジネス上の弊害を避けるため、日本や欧州等のように、意匠制度において、一定期間意匠を公表しないための制度を設けている国・地域が存在する。

(1)では、締約国は、規則に定める最短期間(第6規則。出願日から6月¹⁷⁾)。なお、ここでの「月」に関し、本条及び本規則は附帯決議6の対象であることから、締約国により暦月ではなく30日と計算され得る点に注意)に従い、意匠の非公表を維持することを認めなければならないことを定めている。

ただし、本項は第31条(2)に規定する留保の

対象であり、締約国は、条約の締結時に、留保の宣言により本条の拘束を受けないこととすることもできるため、締約国の留保に留意いただきたい。

(2)(a)では、締約国が(1)に基づく意匠の非公表の維持の目的のために出願人が請求することを要求することができるものと定めており、(b)では(a)の請求に基づく意匠の非公表の維持の請求に関し、官庁は料金納付を要求できることを定めている。

出願の意匠を一定期間非公表のまま維持するための制度は、SCTで実施した各国制度調査において、回答した67の国・地域の4割超の27か国・地域が設けていない旨回答しているように、同制度を有しない国が多く存在している¹⁸⁾。また、検討の過程においても、2011年10月及び2012年2月に実施された第26回SCT会合¹⁹⁾において、チリが提案し、スリランカ、ペルー、マレーシア、ケニア等が支持した結果、本条を締約国の義務規定とするか(shall)と任意規定とするか(may)について意見の収れんに至っていないことを示すブラケットを付して議論が進むこととなった。このように、本条を締約国の義務とすることに反対する国も少なからず存在したが、日本からの、この規定が意匠制度ユーザーの関心事項であること、いずれかの国で公表されることで、他の国で非公表を維持する理由を損なうこと等の主張もあり、第29回SCT会合で締約国の義務規定とする結論に至り、そのまま、締約国の義務とする規定が成立まで維持されたことは、交渉の大きな成果といえよう。

あわせて、意匠の非公表を維持する最短期間について、優先権主張がある場合は優先日から起算とされていたが、そうすると、優先権主張を伴う出願について優先期間を最大限活用して

第二国に出願した場合、第二国において意匠を非公表とする期間が実質的になくなるという課題があった。そのため、日本は、優先権主張の有無を問わず、意匠の非公表を維持する期間を担保するため、意匠を非公表とする期間を優先権主張の有無を問わず「出願日」から起算することを繰り返し主張し、2013年11月に行われた第31回SCT会合で提案が脚注に掲載され、2023年10月に実施された第3回SCT特別会合において、改めて前述の提案を行った。これに対し、米国、モルドバ、韓国、モロッコからの支持があった一方、スイス、デンマーク、スウェーデン、ドイツ等の意匠を非公表に維持する制度を有する欧州諸国からの反対があった²⁰⁾。日本は、反対意見を踏まえ、日本提案の意図やメリットを丁寧に説明する等の対応を各国に対して粘り強く行い、外交会議を経て、優先権主張の有無を問わず出願日から起算する規定とする成果を得た。

第11条 意匠の電子システム

本条は、締約国は、関係法令に従い電子出願のためのシステムを提供するよう努めなければならないとし、優先権書類の電子交換を提供するよう奨励されることを定めている。

本条は2023年10月に実施された第3回SCT会合における米国提案²¹⁾の第9条の3(9ter)及び第14条の2(14bis)を基にしており、米国は締約国の義務とする提案を行ったが、国による技術発展の違い等による反対意見等を受けた交渉を経て、締約国の努力を求める規定となった。

第12条 書類(関連:第7規則)

本条は「Communications: 書類」に関する事項を定めたものである。本条約における「書類」

とは、「出願、又は出願若しくは登録に関する申請、申立て、文書、通信若しくは情報であつて、官庁に提出されるもの」と定義され(第1条(ix)), 原則的には官庁へ提出されるあらゆる書類が対象となるが、締約国は書類の送付の形式及び手段については選択することができる(第12条(1))。ここでは、電子的手続も本条約の対象となることが明確化されている一方、締約国に対して第11条に定められていること以上に電子的手続の導入を義務化することや書面による手続を維持する義務を課すものではない。

締約国は、官庁が認める言語での書類の提出を要求可能である(第12条(2)(a))。もし書類が官庁の認める言語ではない場合、締約国により定められた合理的期間内に、公認翻訳者又は代理人による翻訳を官庁へ提出するよう要求することもできる(第12条(2)(b))。本条で定める「代理人 (representative)」がどのような者を指すかについては、各締約国の国内法令に委ねられる。

原則として書類の翻訳についての真正の証明その他の証明の提出を求めることは禁止されており(第12条(2)(c)), 締約国は、本条約において明示的に定められた場合を除き、公証人や領事によって認証されるように要求することができないこととなる。本条約で明示的に定められている場合として、第21条に定める権利の移転に関する手続が挙げられる。同条では、官庁への提出を求める権利の移転の原因となった契約書や合併を証明する書面の写しが原本と同じである旨の公証人等による認証を求めることができる旨定めているが、当該書面の写しの言語が官庁の認める言語でなかった場合には、その翻訳も含めた認証を求めることが想定される。

このように翻訳についての真正の証明その他

の証明の要求は原則禁止である一方、翻訳が正確なものである旨の宣誓の添付を求めることは許容されている(第12条(2)(d))。誰が当該宣誓を行うべきかについては締約国の判断となる。

また締約国は、手続者に対して「通信のための宛先」や「業務のための宛先」、「規則に定めるその他の宛先又は連絡先」の表示を要求することも可能であり(第12条(3)), 宛先として何を求めるかは締約国に委ねられている。特に「通信のための宛先」や「業務のための宛先」は自国内とすべき旨を要求可能であり(第7規則(1)(a)), 在外者からの直接手続を禁止する締約国においては国内代理人を通さずに官庁への手続が行われる場合に重要な情報となる。「規則に定めるその他の宛先又は連絡先」は、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスの全て又はいずれかを求めることが可能である旨が定められており(第7規則(1)(b)), 技術発展に伴う新たな電子的手法による送付の宛先の追加可能性も将来的には想定されていると考えられる。

締約国は、書面 (paper) で提出される書類には手続者による署名を求めることができる(第12条(4)(a))。締約国が認める義務がある署名の要件の詳細は規則に委任されているが、締約国は自筆の署名を認める義務を負う一方、自筆の署名に代えて印刷された署名、スタンプによって押印された署名、印影又はバーコードラベルも認めることが可能である(第7規則(4)(i)及び(ii))。更に、締約国の国民又は法人であつて締約国内に住所・居所又は営業所を有している者については自筆の署名に代えて印影を求めることも許容され(第7規則(4)(iii)), 日本ではこの規定を適用し、印影の使用を求めるケースもあると想定される。手続者の負担軽減を図るため、署名の真正の証明その他の証明を要求

することは、準司法的な手続等の場合や出願の取り下げ・登録の放棄に関する手続を除き、原則禁止されている。署名の真正証明の要求は画一的又はサンプルチェック的に行うことはできず、署名の真正性について合理的な疑義を有する場合に限定される（第12条(4)(b)及び(c)並びに第7規則(5)）。ここで例外とされる「準司法的な手続」とは何かについては締約国の解釈に委ねられており、日本においては無効審判手続などが含まれるものと解される。なお、本条(4)に定める署名は、書類が物理的又は電子的に送付されるか否かに関わらず、書面（paper）に適用されることから、電子的形態の書類の提出を定める締約国において、当該締約国が考える書類の機密性等に基づく電子認証システムの使用などを制限するものではない（第7規則(8)）。

締約国は、電磁的形態又は電子的送付手段による書類の提出を認める場合、その書類が一定の要件に従うべきことを要求することができる（第12条(5)）。具体的には規則に委任されており、電子的送付手段によって提出された書類の原本の提出を求めることが可能である旨（第7規則(7)）などが挙げられる。他方、官庁側においても、受理した書類上に署名の図的表示が表れているときは当該書類には署名があるとみなす必要性があることが定められている（第7規則(6)）。

書類について、本条約は本条に定めるもの以外の要件を手続者に求めることを禁止している（第12条(6)）。一方で、出願人等の氏名又は名称及び住所、出願又は登録の番号、並びに官庁に登録されている出願人等の番号の表示、料金納付を伴う場合はその金額や納付方法などの表示を求めることは可能である旨定めている（第

12条(7)及び第7規則(11)）。特に、料金納付の際の金額や納付方法などは当然に求めることが可能とも解されるが、明確化を求めて日本が規則に定めることを提案したものであり、外交会議にて各国の賛同を得て規定された。なお、確認的に、本条は手続者とその代理人の間の通信について何ら制限するものではない旨も明示的に規定されている（第12条(8)）。

第13条 更新（関連：第9規則）

本条において、締約国は、一定の事項を記載した申請書の提出を登録の更新の要件とすることができる旨及び更新に際して料金納付を求めることができる旨が定められている（第13条(1)(a)及び(b)）。納付先や納付方法については具体的に定められておらず、締約国の裁量であり、例えば料金を政府系機関や銀行へ納付するように国内法令で定めることも可能と解される。

申請書への記載を要求することができる事項として、更新を求める旨の表示、名義人の氏名又は名称及び住所、更新する意匠登録の登録番号、更新する保護期間、代理人を有する場合には当該代理人の氏名又は名称及び住所、名義人が通信のための宛先や業務のための宛先を有する場合はその宛先に加え、複数の意匠の登録の一部のみ更新することを認める締約国においてそのような更新の申請が行われる場合には更新する又は更新しない意匠登録の番号、名義人又はその代理人以外の者による更新の申請を認める締約国においてそのような申請が行われる場合にはその申請者の氏名又は名称及び住所などが挙げられている。これらの具体的事項は最大限の要件リストであると解されており、例えば料金納付のみで更新可能とすることも許容される。

締約国は、更新の申請の官庁への提出、それに伴う官庁への料金納付について、自国の法令で定める期間内に行うよう要求することができる(第13条(2))、その最小限の期間も定められており、具体的には更新の申請及び料金納付が開始可能となる日については更新が行われるべき日の6月以上前、更新の申請及び料金納付の終了日については更新が行われるべき日の6月以上後とされ、更新が行われるべき日以降に更新の申請や料金納付があった場合は割増登録料を求めるとも可能とされている(第9規則)。

更新に際し、本条及び書類について定める第12条に規定された以上の要件を課すことは許容されない(第13条(3))。

第14条 期間に関する救済

(関連：第10規則)

本条約は手続の期間に関する救済を定めており、その方法は手続の期間の延長と処理の継続がある(第14条(1)及び(2))。本条に基づく救済対象は官庁が設定した期間(指定期間)に限られ、国内法令等により定められた期間(法定期間)に適用する義務はない²²⁾。日本の意匠法では、既に特許庁長官や審査官により指定された期間において期間の延長を認めている。本条に定める救済の要件は申請の提出と必要な場合の料金納付であり(第14条(1)、(2)及び(4))、手続の期間を徒過した理由等その他の要件は原則要求できない(第14条(5))。その他の要件の禁止の例外として「この条約又は規則に別段の定めがある場合」が挙げられているが、これは主に代理に関する要件(第5条)及び書類に関する要件(第12条)が想定されるものである。

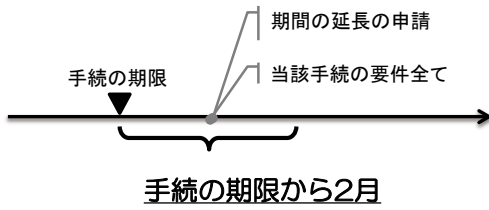
期間の延長による救済は、官庁の選択により、期間満了前の延長申請の提出、又は期間満了後

であって一定期間(手続の期間満了日から2月以上の期間(第10規則(2)(b))内に延長申請の提出をすることにより、当該手続の期間の延長(手続の期間満了日から1月以上の期間(第10規則(2)(a)))が認められる(第14条(1))。日本の場合はいずれの延長申請も提出可能である(意匠法第68条第1項で準用する特許法第5条)。この期間の延長による救済規定のいずれかの導入は締約国に義務付けられてはいるが、何らかの事情により期間満了前の延長申請による期間の延長又は期間満了後の延長申請による期間の延長のいずれも定めていない場合には、処理の継続及び要すれば権利の回復を定める義務が締約国に生じる(第14条(2))²³⁾。処理の継続では、一定期間(官庁による手続期間が徒過している旨の通知後2月以上の期間(第10規則(4)))内に処理の継続の申請と当該手続の要件を全て満たすことが求められる。

救済の申請に要件不備があった場合であっても、当該申請を却下とする前に意見を述べる機会として合理的な期間を設ける必要がある(同条(6))。例えば、実際には料金納付していたにもかかわらず、料金未納による却下がされる場合などにおいて、手続者は意見を述べるができるように配慮されたものである。

各締約国の事情により、救済の規定を設けないことが認められる例外的な手続の期間が規則に列挙されている(第14条(3)及び第10規則(5))。具体的には、事実上の二重救済となり得る救済の申請期間や既に付与された救済期間(第10規則(5)(i)や(ii)、(iv))、審査結果の見直しを求めて官庁に請求する審判や再審の手続等に関する期間(第10規則(5)(iv))、第三者や出願の手続者以外の者の利害が直接的に考慮される事情を有する当事者間手続の期間(第10

▶ **第14条(1)(ii)：期間徒過後の延長の申請**



手続の期限から2月以内に期間延長の申請
 該当手続に関する必要な要件を期間延長の
申請と同時に満たすことを要求可能。

第14条(1)(ii) & 第10規則 (2)(b)

The request is filed after the expiry of the time limit, within ***not earlier than 2 months from the date of the expiration of the un-extended time limit.***

第10規則(1)(b):

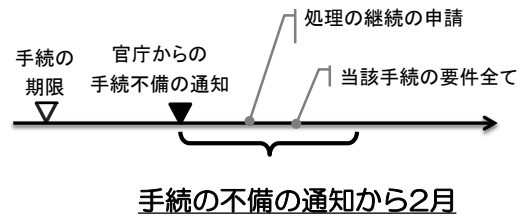
“... the Contracting Party ***may require that all of the requirements*** in respect of which the time limit for the action concerned applied be complied with ***at the same time as the request is filed***”

規則(5)(v)), 更新のための料金納付に関する期間(第10規則(5)(iii))がそれらに当たる。ただし、第9規則やパリ条約第5条の2(1)に基づき、権利の存続のための料金納付については、少なくとも6月の猶予期間が認められる。)が定められている。

第15条 権利の回復 (関連：第11規則)

本条では、(自国の)官庁に対する手続の期間の非遵守の「直接の結果」として出願又は登録に係る権利を喪失した場合におけるその権利の回復についても定めている(第15条(1))。権利の回復は、期間に関する救済とは対照的に法定期間も対象とされ、その期間の非遵守に関して「状況により必要とされる相当な注意を払ったこと」又は「故意ではなかったこと」を官庁が認める必要がある。ただし、当該官庁が指定期間の救済のうち、期間満了後の延長申請による

▶ **第14条(2)：処理の継続 “Continued Processing”**



官庁からの手続不備の通知から2月以内に
 期間延長の申請と該当手続に関する必要な
 要件を満たすこと

第14条(2)(ii) & 第10規則(4)

The request is filed, and all of the requirements for said action, in respect of which the time limit applied, are complied with, within ***not earlier than 2 months after a notification by the Office that the applicant or holder did not comply with the time limit.***

期間の延長(第14条(1)(ii))又は処理の継続(同条(2))のいずれかを定めていた場合、本条に基づく権利の回復に関する定めを設ける義務は生じない²⁴⁾。

締約国は、料金納付とともに、期間を徒過した理由に関する証明も要求することができる(第15条(3)及び(4))。これらの要件の不備により権利の回復の申請を却下する場合でも、期間に関する救済と同様、意見を述べる機会として合理的な期間を手続者に設ける必要がある(第15条(5))。権利の回復の要件の1つである「直接の結果」の解釈は締約国に委ねられているが、日本の国内制度においては、期間の非遵守により法令上例外なく権利喪失となる場合が想定されており、既に意匠法第44条の2に定める意匠登録料及び割増登録料の追納について権利の回復の制度が導入されている。また、日本では、従来「状況により必要とされる相当

な注意を払ったこと」と同義である「正当な理由」を求め、この「正当な理由」の有無が特許庁により判断されていたが、2023年4月よりこの権利の回復の要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和され、あわせて回復手数料の納付が必要となった。

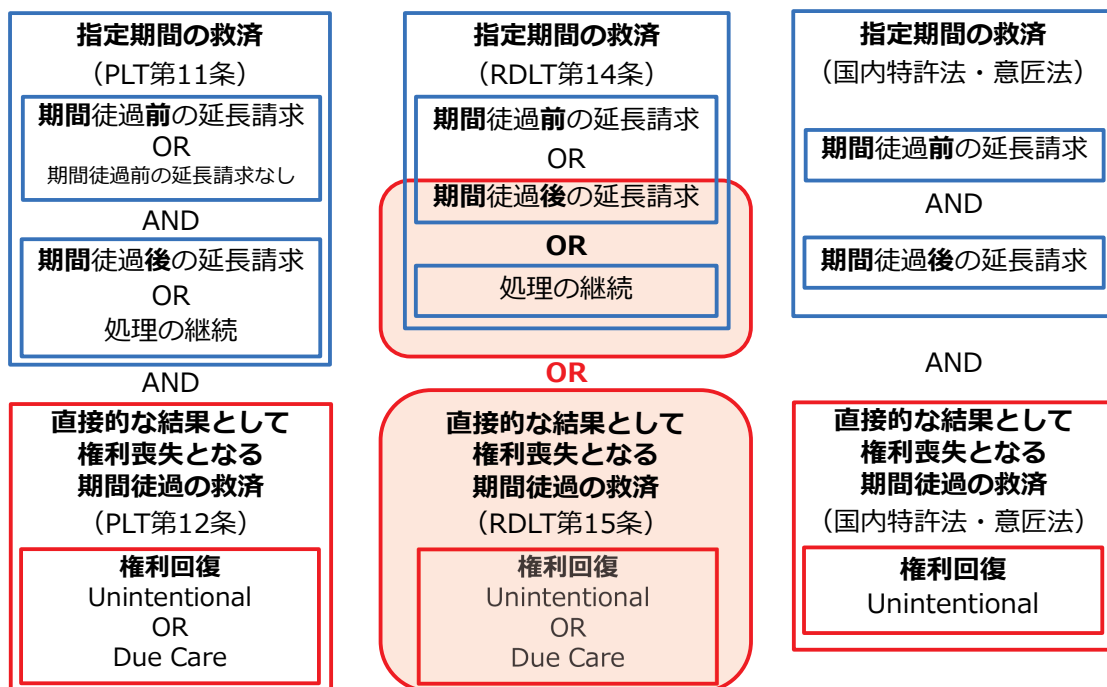
期間に関する救済と同様に、権利の回復の規定も設けないことが認められる例外的な手続の期間が規則に列挙されており（第15条（2）及び第11規則（3））、事実上の二重救済となり得る救済の申請期間や既に与えられた救済期間（第11規則（3）（i））、審査結果の見直しを求めて官庁に請求する審判や再審の手続等に関する期間（第11規則（3）（ii））、第三者や出願手続の当事者でない者の利害が直接的に考慮される事情を有する当事者間手続の期間（第11規則（3）（iii））に加え、締約国の法令に基づき係属中の出

願について新たな出願日を設定することを可能にする宣言書の提出のための期間（第11規則（3）（iv））、第16条に定める優先権の訂正又は追加及び優先権の回復に関する期間（第11規則（3）（v））も挙げられている。

第16条 優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復（関連：第12規則）

本条では、パリ条約に基づく優先権の主張に関して国際調和や救済措置導入を目的として2つの措置、①出願時に行った優先権の主張に誤りがあった場合や優先権の主張をし損ねた場合における出願人による優先権の主張の訂正や追加（第16条（1））と、②優先期間を徒過して優先権の主張を伴う後の出願をした場合における優先権の回復（第16条（2））を定めている。この点、パリ条約第4条D（1）は優先権の主張の申立て

救済措置規定に関するPLTとRDLTの相違



を後の出願そのものに含めることまでは要求していないことから、優先権の主張の訂正や追加が可能であると考えられる。

ただし、本条(2)は第31条(2)に規定する留保の対象であり、締約国は条約の締結時に、留保の宣言により本条の拘束を受けないこととすることもできるため、締約国の留保に留意いただきたい。

これらの優先権に関する制度については、締約国が出願人に料金納付を要求可能なこと(第16条(3))、出願人による署名(第12規則(1)及び(5)(i))のほか、それぞれ以下の要件が定められている。また、優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復に係る申請は、意見を述べる機会として合理的な期間を手続者に設けることなく却下することができない(第16条(5))。

〈要件〉

①優先権の主張の訂正又は追加の要件

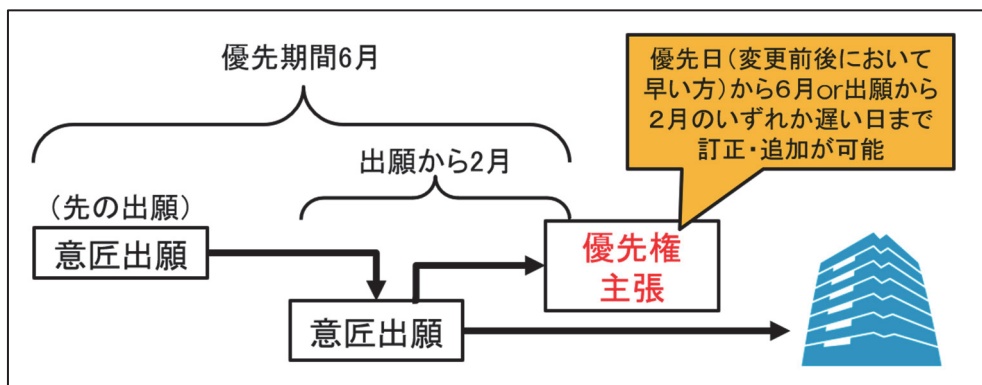
- 優先権の主張を伴う後の出願から一定期間内に申請を提出(第16条(1)(ii))。この一定期間とは、優先日から6月の期間、又は優先権の訂正や追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から6月の期間のうちいずれか早く満了する期間となる。ただし、この期間にかかわらず、

出願日から2月の期間は、優先権の主張の訂正又は追加の申請が可能とされている(第12規則(2))。

- 第12規則(2)の期間の例外として、該当の意匠登録出願に関する実体審査終了後に提出された優先権の主張の訂正又は追加の申請については、締約国は優先権の主張の訂正や追加を行う義務がないことが明示されている(第12規則(3))。この規定は、意匠登録出願の実体審査を行う締約国特有の課題として日本が提案し、外交会議にて受け入れられたものである。実体審査国における実体審査終了のタイミングについては各締約国の解釈に委ねられている。
- 先の出願に基づく優先期間内に後の出願がされていること(第16条(1)(iii))

②後の出願を遅れてした場合における優先権の回復の要件

- 優先期間満了日から一定期間(優先期間満了日から1月以上の期間(第12規則(4))内に後の出願及び優先権の主張を行い、優先権の回復の申請を提出(第16条(2)柱書及び(ii))。
- 申請において優先期間を遵守できなかった理由を明示(第16条(2)(iii))。締約国は、こ



の優先期間を遵守できなかった理由を裏付ける証拠等の提出の要求は可能(第16条(4))。

- ・ 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず優先期間内に後の出願をすることができなかったこと又は、締約国の選択により、故意でなかったことを官庁が認めること。

日本の意匠制度においては、②後の出願を遅れてした場合における優先権の回復は、特許法第43条の2を準用した意匠法第15条等により本条約に準拠した制度が導入されているが、①優先権の主張の訂正及び追加には対応していないため、本条約へ加入する際は、この点に関する法令整備が求められる。

なお、本条約では、第4条(1)(vii)に定める優先権証明書提出可能時期については特段明記されておらず、締約国の国内法令に委ねられていると解される。極端な場合には後の出願と同時に提出することを求めることも可能と考えられるが、優先権の主張の追加又は訂正の申請自体が優先日(変更が生じる場合は早い方の日)から6月又は出願日から2月のいずれか遅い日まで認められ得ることに鑑みれば、ユーザー利便性を考慮し、当該追加又は訂正に付随する優先権書類の提出可能な期間を適切に設けるよう締約国は配慮すべきと考えられる。日本から主張した本論点については、意匠法条約及び規則に補足する外交会議による附帯決議2において記載されて採択されるに至っている。

また、第1条において記載したとおり、月単位ではなく日単位(1月=30日)で期間を定めている国からの要望が附帯決議6に盛り込まれ、締約国は、条約及び規則において「月」で定める期間について「1月」を「30日」とみなすこ

とができ、本条及び関連規則(第12規則)はその対象であることから、他国で意匠出願をする場合には期間の計算について注意が必要である。

第17条 実施権又は担保権の記録の申請

(関連：第13規則)

本条では、実施権や担保権の記録の申請について、締約国が一定の要件を満たすよう要求することができる旨を定めている(第17条(1))。締約国に対して実施権の記録を定める義務を課すものではない一方、国内法令が実施権の記録について定めている場合には、第17条(1)から(3)まで及び書類について規定する第12条に定められた以上の要件を課すことは許容されない(第17条(4))。締約国が要求可能な要件としては、料金納付を求めることが可能である(第17条(2))ほか、規則に列挙されており、具体的には、権利者や実施権者及びそれらの代理人の氏名や名称及び住所、権利者や実施権者の業務のための宛先又は通信のための宛先等の他の申請の記載事項と同じもののほか、実施権者が法人である場合には当該法人の法的性質並びに法令に基づいて当該法人が設立された国及び該当する場合は当該国の地域、実施権者が国籍を有する国の名称、実施権者がいずれかの国に住所又は現実かつ真正の工業上及び商業上の営業所を有する場合には当該国の名称、実施権の対象となる意匠登録の番号、実施権の対象が意匠登録の一部である場合には実施権の対象となる意匠の番号、実施権の種類、実施権が及ぶ地域、実施権の期間が定められている(第13規則(1)(a))。また、申請に添付を要求可能な補助的な文書としては、認証された契約書の写しや認証された契約書等の抄本などが規則に挙げられている(第13規則(2))。

重要な手続簡素化の1つとして、単一の申請により複数の登録について実施権を設定することを可能としている点がある(第17条(3))。ただし、これには条件もあり、申請に関係する全ての登録の番号が申請に示されており、実施権の設定が申請された全ての登録において名義人と実施権者が同一であり、かつ全ての登録について実施権の範囲が示されていなければならない。これらの条件が満たされない場合には、官庁は登録ごとの申請を要求することも可能であるが、受理することを妨げるものでもない。

官庁は、第17条(1)から(3)までの要件及び書類について規定する第12条に定める要件以外の要件を申請者に要求することを禁じられている(第17条(4)(a))。特に要求してはならないものの例示として、「実施権の対象となる意匠の登録証の提出」や「実施権の契約の財政的条件の表示」といった実施権契約の当事者にとって重い負担であったり企業秘密情報の漏洩であるとみなされる可能性があったりするものが挙げられている(第17条(4)(a)(i)及び(ii))。一方、本条約が制限するものは実施権の記録を目的とする証拠等の提出に関することのみであり、他の目的のための情報開示に関する国内法令に基づく義務に影響を与えるものではないことも規定されている(第17条(4)(b))。これは、国によっては適正に税を徴収するために、関係機関において実施権の対価を開示させることがあり、本条がこのようなものについてまで制限する趣旨のものではないことを明確化するものである。日本においても、担保権の1つである質権設定時に登録免許税に関連して求められる記載事項については、本条項が適用される余地があるものと考えられる。この点は、実施権又は担保権の記録の申請(第17条規定事項)

のみならず、それらの修正又は取消しの申請(第18条規定事項)や権利の移転の記録の申請(第21条規定事項)においても同様であり、外交会議の附帯決議3においても改めて第17条の規定は財務関係機関等が要求する情報の提出まで排除する趣旨ではない旨確認されている。

また、第12条に従うことにより、実施権の記録の申請に添付された補助的な文書が官庁の認める言語でなかった場合には、翻訳文の添付を求めることも可能であると解される。この「その他の要件の禁止」の規定にかかわらず、申請にある記載や補助的な文書の真正性について官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠の提出を要求することができる旨が定められている(第17条(5))。

これら第17条(1)から(5)までの規定は、出願中の意匠に係る実施権の記録を認めている場合にはその実施権の記録の申請並びに出願及び登録に係る担保権の記録の申請にも準用される(第17条(6)及び(7))。

第17条(4)との関係において、日本が懸念した点として日本や韓国が有する関連意匠制度との関係が挙げられる。日本の意匠法は先願主義を採用しているため、同一又は類似の意匠について権利の重複は原則認められないが(意匠法第9条)、これを貫徹するとデザインバリエーションについては1つのみしか意匠登録ができず、その他の類似意匠は意匠権で保護されないこととなる。この点、関連意匠制度は、本意匠として登録された1つの意匠に類似する意匠についても同じ名義人であれば関連意匠として登録することが可能であり、先願主義を若干修正するものである。この関連意匠制度の利用には一定の要件があるが、その一例として、本意匠と関連意匠の意匠権については、専用実施権は

同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することが可能である点が挙げられる（意匠法第 27 条第 1 項）。このような申請の制限は、あくまで関連意匠制度が類似意匠の登録を認める実体的な条件から生じる要請である一方、形式的には第 17 条（4）に定める追加的要件と捉えられる可能性もある。そのため、日本と韓国の共同での要請により、外交会議による附帯決議 4 において、関連意匠制度を有する締約国がこのような制限のある申請を要求することは第 17 条（4）（及び当該規定を準用する第 18 条（3））の規定により禁止されていないことが確認されている。

第 18 条 実施権又は担保権の記録の修正又は取消しの申請（関連：第 13 規則）

実施権又は担保権が官庁に記録されている場合には、その記録は修正又は取消しの申請の対象になり得ることから、締約国が実施権又は担保権の記録の修正又は取消しに関する申請及び必要な補助的な文書の添付について要求することができる詳細な要素及び表示を定めている（第 18 条（1）及び（2））。要求可能な具体的な要件としては、記録の申請と同様に、権利者や実施権者等及びそれらの代理人の氏名や名称及び住所、権利者や実施権者等の業務のための宛先又は通信のための宛先等、実施権者等が法人である場合には当該法人の法的性質並びに法令に基づいて当該法人が設立された国及び該当する場合は当該国の地域、実施権者等が国籍を有する国の名称、実施権者がいずれかの国に住所又は現実かつ真正の工業上及び商業上の営業所を有する場合には当該国の名称、実施権の対象となる意匠登録の番号のほか、記録される修正の性質や範囲又は取消しが記録される旨の表示と

いったものであり（第 13 規則（1）（b））、要求可能な補助的な文書については、「記録の修正や取消しを裏付ける文書」や「認証されていないが当事者の署名のある陳述書」が挙げられている（第 13 規則（2）及び（3））。

また、当該申請に関する一般的要件は、第 17 条（2）から（7）までを準用しており（第 18 条（3））、料金や単一申請、その他要件の禁止、証拠書類、出願中のものへの申請等に関する第 17 条の規定が記録の修正や取消しについても適用される。

第 19 条 実施権が記録されていないことの影響

本条では、意匠登録の有効性及び意匠登録の保護の問題について、その意匠に関する実施権が記録されたか否かの問題と別途のものとして切り離すことを定めている（第 19 条（1））。締約国の法令が義務的な実施権の記録を規定する場合でも、その要件の非遵守は、実施権の対象であるその意匠登録を無効とするものではなく、かつその意匠に与えられた保護にいかなる影響も及ぼさない。

また、実施権が記録されていないことが、実施権者が名義人により提起された侵害訴訟に参加する権利及び当該訴訟を通じて認められる損害の賠償を受ける権利に影響を及ぼすことがあってはならない（第 19 条（2））。ここでは、実施権者が実施許諾者の提起する訴訟手続に加わることを認めるか否かや、実施権者が実施許諾された意匠の侵害による損害賠償を求める権利があるか否かの問題の国際的な調和を意図するものではなく、それらの点は締約国の適用法に委ねられる。しかしながら、締約国の法令に基づき、実施権者が名義人の提起する侵害訴訟手続に加わり、かつ実施許諾された意匠の侵害による損害賠償を受ける権利を有する場合には、そ

の実施権者は、その実施権が記録されているかどうかにかかわらず、その権利を行使することができなければならないと解される。また、ここでは実施権者が自己の名において実施許諾された意匠に関する侵害訴訟手続を提起することが認められるかどうかの問題とは性質を異にするものであり、それらについて意匠法条約は何ら定めていない。

なお、本条(2)は第 31 条(2)に規定する留保の対象であり、締約国は条約の締結時に、留保の宣言により本条の拘束を受けないこととすることもできるため、締約国の留保に留意いただきたい。

第 20 条 実施権の表示

本条においては、締約国の法令が、意匠が実施権に基づいて使用されている旨を表示するよう要求する場合、この要求を満たさないことが実施権の対象となる意匠の登録の有効性又は当該意匠の保護に影響を及ぼさないこと等について定めている。

第 21 条 権利の移転の記録の申請

(関連：第 14 規則)

本条においては、名義人である者に変更があった場合、締約国は、一定の要件の下、名義人又は新権利者による変更の記録の申請を認めなければならない旨定めている(第 21 条(1)(a))。

当該申請において締約国が求めることができる具体的な表示は規則に委任されており(第 21 条(1)(b))、権利の移転の記録を求める表示、移転の対象となる登録の番号、権利の移転の日、権利の移転の原因、名義人や新権利者及びそれらの代理人の氏名又は名称及び住所、新権利者の業務のための連絡先又は通信のための連絡先

に加え、新権利者が法人である場合には当該法人の法的性質並びに法令に基づいて当該法人が設立された国及び該当する場合は当該国の地域、新権利者が国籍を有する国の名称、新権利者がいずれかの国に住所又は現実かつ真正の工業上及び商業上の営業所を有する場合には当該国の名称などが挙げられている(第 14 規則(1))。

更に、権利の移転が契約によるものである場合には、締約国は、申請人の選択に基づく補助的な文書を申請に添付するよう要求可能である(第 21 条(2)(a))。申請人が選択できる補助的な文書としては、公証人その他の権限のある公の当局が認証した契約書の写し又は契約書における当該権利の移転を表示する部分の抄本、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡証明書又は文書であって認証されていないものが挙げられている(第 14 規則(2))。

一方、権利の移転が合併によるものである場合には、締約国は、権限のある当局が発行する合併を証明する文書(例えば商業登記簿の抄本)の写しを申請書に添付することを要求できる(第 21 条(2)(b))。ここでは当該文書の原本を要求することはできないが、提出される写しに関し、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる旨定めている。なお、契約や合併により、一部の共同名義人が意匠登録の持ち分を移転する場合同じにおいては、署名により他の共同名義人の明示的な同意を示す文書の提出を求めることが締約国に許容されている(第 21 条(2)(c))。

権利の移転が、契約や合併以外の法令の実施や裁判所の決定等の法的理由による場合においては、当該移転を証明する文書の写しを申請に添付することを要求することができる(第 21 条

(2)(d))。ここでも当該文書の原本を要求することはできないが、提出される写しに関し、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が同一の内容であることを認証するよう要求することができる旨定めている。

実施権の記録の申請等と同様に、権利の移転の申請においても手数料納付を求めることも可能である(第21条(3))。権利の移転も複数の登録について単一の申請により行うことを認めている(第21条(4))が、各登録における名義人及び新権利者はそれぞれ同一であり、かつ、申請に関係する全ての登録の番号が申請に示されている場合に限定される。

これらの権利の移転の申請に関する第21条(1)から(4)までの規定は、出願段階の権利の移転(名義変更)にも適用される(第21条(5))。この点、出願番号が付与されていないケースや出願人や代理人が出願番号を知らされていないケースについては、官庁が付与した暫定的番号、出願の写し、又は出願人や代理人が付与した任意の番号とともに出願日を記載した意匠を提出する方法により案件の特定を行う(第8規則)。

官庁は、本条(1)から(5)までの要件及び書類について規定する第12条に定める要件以外の要件を申請者に要求することが禁じられている(同条(6))一方、この規定にかかわらず、申請や文書に記載された事項の真実性について官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠や追加的証拠の提出を要求することができる(同条(7))。

なお、第17条(4)と同様に、日本の関連意匠制度においては本意匠とその関連意匠の意匠権は分離して移転することができない等の制限がある(意匠法第22条)が、このような制限はあくまで関連意匠制度が類似意匠の登録を認める

実体的な要請から生じる措置である一方、形式的には第21条(6)において禁止される追加的要件と捉えられる可能性もあるため、日本からの要請により、外交会議による附帯決議4において、関連意匠制度を有する締約国がこのような制限された申請を要求することは第21条(6)の規定の対象外とすることが確認されている。

第22条 氏名若しくは名称又は住所の変更

(関連：第15規則)

本条は、名義人の氏名や住所等に変更があった場合、締約国は、関係する登録の番号を記載した申請によって当該変更を認めなければならない旨定めている(第22条(1)(a))。この申請には、名義人又は代理人の氏名又は名称及び住所、名義人が業務のための宛先がある場合は当該宛先を求めることが可能であり(第22条(1)(b)及び第15規則)、申請の記載に合理的疑義がある場合は証拠の提出を求めることができる(第22条(5))。

その他、権利の移転の申請と同様に、変更の申請に関しては料金納付を求めることも可能であり(第22条(1)(c))、関係する全ての登録の番号が示されている場合においては、単一の申請で複数の登録に関して行うことができる(第22条(1)(d))。また、合理的疑義がある場合を除き、官庁は、第22条(1)及び(2)の要件及び書類について規定する第12条に定める要件以外の要件を申請者に要求することはできない(第21条(4))。

第22条(1)の規定は、代理人及び出願段階の出願人の氏名若しくは名称又は住所の変更にも適用される(第22条(2)及び(3))。出願番号が付与されていないケースや出願人や代理人が出願番号を知らされていないケースについては、

権利の移転と同様，規則に定められた方法により案件の特定を行う（第 8 規則）。

第 23 条 誤りの訂正（関連：第 16 規則）

本条においては，願書及び登録に関する誤りの訂正の申請に関する手続及び要件を明確化している（第 23 条(1)(a)）。訂正の対象となる誤りは，意匠登録簿（records of the Office）又は官庁が行う公告に反映されるものであり，実体審査に関連しない事項に限定されている。具体的にどの誤りが訂正されるべきかについては締約国に委ねられている。

訂正の申請については，差し替え部分又は訂正を組み込んだ部分の提出，善意の誤りであることの宣誓，及び当該訂正の申請について過度な又は故意の遅延はない旨の宣誓を求めることが可能である（第 23 条(1)(b), (c)及び(d)）。これらは官庁による訂正の作業との関係や関係法令に基づき採否が検討されるものと考えられる。また，善意である点や故意の遅延がない点などに関する真実性について，官庁が合理的な疑義を有する場合には，証拠の提出を要求することも可能である（第 23 条(4)）。

その他，権利の移転や氏名等の変更と同様に，誤りの訂正の申請に関しては料金納付を求めることも可能であるが（第 23 条(2)(a)），官庁による誤りについては，職権により又は申請により訂正し，料金納付を要求できない（第 23 条(2)(b)）。当該変更の申請は，関係する全ての出願及び登録において誤り及びその訂正が同じである場合において，複数の出願及び登録について単一の申請で行うことができる（第 23 条(3)）。また，本条約や規則に別の定めがある場合を除き，官庁は，第 23 条(1)から(4)までの要件以外の要件を手続者に要求することは禁じられてい

る（第 23 条(5)）。

第 24 条 技術支援及び能力開発

本条は，技術支援と能力開発を規定する。

(1)では，技術支援の原則として，技術支援は，(i) 受益国がこの条約を実施する能力を強化するために，開発志向であり（be development-oriented），需要主導であり（be demand-driven），透明性があり（be transparent），目標があり（be targeted），適切であり（be adequate），(ii) 制度ユーザーが条約を全て活用できるようにするために受入国の優先事項及び特別なニーズを考慮するものとしなければならないことを定めている。

(2)(a)では，技術支援及び能力開発の対象や支援内容として，本条約に基づき提供される技術支援及び能力開発の活動は，本条約の適用のためのものであり，要請がある場合には，(i) 必要な法的枠組みを確立し，意匠登録機関の行政実務及び手続を改正すること及び(ii) 人材の育成，技術支援及び意識向上など，官庁の必要な能力を構築することに関する支援が含まれることを定めている。また，(b)では，機関（補足：単に「機関」と書かれた場合は WIPO を意味する。第 1 条(xx)は WIPO 財務規則(Financial Regulations and Rules)に従い，本条(1)，(2)(a)及び(3)(a)並びに第 26 条(1)(c)及び第 26 条(2)(vi)に従って，条約を適用するための技術支援及び能力構築のための資金を提供することが求められることを定めており，さらに，機関は，本条約に基づく技術支援のための財政支援を提供するため，国際金融機関，政府間機関及び受入国政府と取決め（agreement）を締結することが奨励されることを定めている。

(3)(a)では，締約国が，機関が利用を促進す

る機関の登録意匠のためのデジタル・ライブラリに参加することが奨励されることを定め、締約国はさらに、公表された登録意匠の情報を当該システムを通じて共有するよう奨励されることを定めている。また、国際事務局は、関連する官庁のデジタル・ライブラリへのアクセスを促すよう求められることを定めている。

また、(b)では、本条約の締約国は、出願人の利益とするために料金減額制度を定めてもよいことを定めている。

第 25 条 規則 (関連：第 17 規則，第 18 規則)

本条は規則について定める。

(1)では規則の内容について定めており、(a)では、規則は(i)本条約において規則で定めると規定する事項、(ii)この条約の規定を実施するために有用な細目及び(iii)事務的な要件、事項又は手続を含むことを定めており、(b)では、規則が総会により制定されるモデル国際様式を公表することも定めている。なお、モデル国際様式に関し、第 26 条(2)(ii)で総会がモデル国際様式を制定すること、第 17 規則で国際事務局がモデル国際様式を公表することがそれぞれ定められている。

(2)及び(3)では規則の修正を議決するために必要な条件について定めており、(3)では全会一致に限って修正できる規則を、(2)では、それ以外の規則の修正には投じられた票の 4 分の 3 以上の多数による議決を必要とすることをそれぞれ定めている。

(3)で定める全会一致に限って修正することができる場合は、第 18 規則で定めた、第 2 規則(1)(viii)及び(ix)、第 6 規則、第 12 規則(3)及び第 18 規則の修正、並びに、全会一致に限って修正できる規則の追加又は削除をもたらす規則

の修正と定めている。

また、(4)では、本条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、本条約の規定が優先することを定めている。

第 26 条 総会

本条は総会について定める。

(1)は、総会の構成を定めており、(a)締約国が総会を設置すること、(b)各締約国は、総会において一人の代表により代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができること並びに各代表は、一の締約国のみを代表することができること並びに(c)各代表団の経費は、その代表団を任命した締約国が負担することを原則としつつ、総会は機関に対し、国際連合総会の確立した運用により開発途上国とされる国若しくは後発開発途上国又は市場経済移行国である締約国の代表団の参加を容易にするために財政支援をすることを要請することができることを定めている。

(2)は、総会の任務を定めており、総会が、任務として(i)この条約の発展に関する問題を取り扱うこと、(ii)第 25 条(1)に規定するモデル国際様式を作成すること、(iii)規則を修正すること、(iv)規則の修正の適用の日に関する条件を決定すること、(v)この条約の適用のために提供される技術支援を、通常会期ごとに監視すること、(vi)この条約の適用を促進するため、国際事務局に対し、特に開発途上国及び後発開発途上国に対し、第 24 条に従って技術支援を提供するよう要請すること並びに(vii)この条約の規定を実施するために適切と認める他の任務を遂行することを定めている。

(3)は、総会の定足数について定めており、(a)では、総会については、総会の構成国の 2 分の

1をもって定足数とすることを定めている。(b)では、総会の構成国の2分の1に満たないが3分の1以上である場合には、決定を行うことができるが、当該決定が効力を生じさせるためには、総会の手続に関する決定を除くほか、国際事務局が代表を出さなかった総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報から3月以内（補足：本条は附帯決議6の対象外のため暦月を意味する）に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請することを定めている。そして、当該期間の満了時に、賛否又は棄権を表明した総会の構成国が定足数の不足を満たすことになり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定の効力が生じることを定めている。

(4)は、総会の決定に関し定めており、(a)では、総会はコンセンサス方式によって決定するよう努めることを定め、(b)では、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項について、投票によって決定すること及び投票について定めている。(i)では、国である締約国は、それぞれ1の票を有し、自国の名においてのみ投票することを定めており、(ii)では政府間機関である締約国の投票について定めている。政府間機関である締約国は、その構成国のうち本条約の締約国の総数の票として、それら締約国に代わって投票に参加することができるが、政府間機関は構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならず、政府間機関が投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならないことを定めている。さらに、締約国が複数の政府間機関に属する場合の扱いとして、締約国が属する一方の政府間機関が投票に参加する場合、他方の政府間機関は

投票に参加してはならないことを定めている。これらの規定から、決定のための投票において政府間機関に属している締約国と属していない締約国の票を公平にするために、政府間機関に認められるのはその構成国の全ての締約国を代理した投票に限られ、締約国であっても政府間機関自体には実質的に票が割り当てられていないことがわかる。

(5)は多数による議決について定めており、(a)では、総会の決定には、第25条(2)及び(3)に定める規則の修正（補足：第18規則で定められた各規定の修正は全会一致、その他の規則の修正は投票数の4分の3の賛成が必要）を除き、投票の3分の2以上の多数による議決を必要とすることを定めている。(b)では、必要とされる多数が得られたかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮すること及び棄権は投票とみなさないことを定めている。

(6)は、会合について定めており、総会は、事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合することを定めている。

(7)は手続規定について定めており、総会は、臨時会合の招集に関する規定を含む手続規定を制定することを定めている。

第27条 国際事務局

本条は、国際事務局について定める。(1)国際事務局の業務として(a)は、国際事務局は本条約に関する管理業務を行うこと、(b)は、国際事務局は特に会合準備を行い、総会並びに総会が設置する専門委員会及び作業部会の事務局の職務を行うことを定めている。(2)は、事務局長が総会の設置する委員会及び作業部会を招集するこ

とを定めている。(3)は、総会及び他の会合における国際事務局の役割として、(a)事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合に投票権なしで参加すること、並びに(b)事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会及び作業部会における事務局の長としての職務を行うことを定めている。(4)は、改正会議として、(a)国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行うこと、(b)国際事務局は、(a)に規定する改正会議の準備に関し、機関の加盟国、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議すること、(c)事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加することを定めている。また、(5)ではその他の任務として、国際事務局は、この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行することを定めている。

第 28 条 改正

本条は、改正について定める。本条約は、外交会議によつてのみ改正することができること、及び外交会議の招集は、総会が決定することを定めている。

第 29 条 締約国となるための手続

本条は締約国となることができる国及び政府間機関や、締約国となるための手続について定める。

(1)では、締約国となることができる国及び政府間機関を定めており、以下の国及び政府間機関が署名をすることができ、本条(2)及び(3)並びに第 30 条(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができると定め

ている。

- (i) 機関の加盟国であつて、自国の官庁に意匠を登録することができるもの
- (ii) 政府間機関であつて、その設立条約が適用される領域、その全ての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして意匠を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関の全ての構成国が機関の加盟国である場合に限る。
- (iii) 機関の加盟国であつて、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ意匠を登録することができるもの
- (iv) 機関の加盟国であつて、当該加盟国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ意匠を登録することができるもの
- (v) 機関の加盟国であつて、機関の加盟国群の共通の官庁を通じてのみ意匠を登録することができるもの

(2)では締約国となるときに寄託する書類について定めており、(1)に定める国及び政府間機関のうち、(i)この条約に署名している場合には批准書、(ii)この条約に署名していない場合には加入書を寄託することができることを定めている。署名は第 33 条に定められており、条約の成立から 1 年間、機関の本部で署名のために解放されており、この 1 年以内に署名した国²⁵⁾は (i) の批准書、署名しなかった国は (ii) の加入書を寄託することで締約国となる。

(3)では寄託が有効となる日について定めており、批准書又は加入書の寄託が有効となる日として、(i)機関の加盟国であつて、自国の官庁に意匠を登録することができるものについては、

当該国の批准書又は加入書が寄託された日、(ii) 政府間機関については、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日、(iii) 機関の加盟国であって、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ意匠を登録できるものについては、当該国の批准書又は加入書が寄託され、かつ、他の特定の国の批准書又は加入書が寄託された日、(iv) 機関の加盟国であって、当該加盟国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ意匠を登録することができるものについては、当該国が構成国である政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日、及び(v) 機関の加盟国であって、機関の加盟国群の共通の官庁を通じてのみ意匠を登録することができるものについては、当該加盟国群の全ての国の批准書又は加入書が寄託された日に有効となることを定めている。

第 30 条 条約の発効並びに批准及び加入の効力発生の日

本条は、条約の発効並びに批准及び加入の効力発生の日について定める。

(1) では、本条の規定の適用上考慮されるのは、第 29 条(1)に規定する主体（国又は政府間機関）によって寄託された、同条(3)の規定に従って寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮されることを定め、(2) では、本条約が、15 の国又は第 29 条(1) (ii) に規定する政府間機関によって批准書又は加入書が寄託されてから 3 月後（補足：本条は附帯決議 6 の対象外のため暦月を意味する。後記(3)についても同様。）に発効することを定めている。また、(3) では、条約の発効後の批准又は加入の効力発生の日について定めており、上記(2)に規定する国及び政府間機関以外の国及び政府間機関、すなわち条約発効の

条件を満たした後に批准書又は加入書を寄託した国又は政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の 3 月後に本条約に拘束されることを定めている。

第 31 条 留保

本条は留保について対象の規定と手続を定める。条約における留保とは、国が、条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入の際に単独に行う声明をいう。

RDLT では本条で留保を宣言できる規定とその手続を定めており、(1) では、第 5 条(2) (b) に関わらず、この条約の締約国となる日における自国の関係法令が、出願日において、国の領域内に住所も現実かつ有効な工業上若しくは商業上の施設も有しない出願人又はその他の利害関係人が出願日の設定のために彼／彼女自身で出願をすることを認めないことを、留保を通じて宣言することができることを定めている。すなわち、この宣言をした締約国官庁は、同手続に対しても代理人を選任することを要求できる。

(2) では、締約国となる日においてその国の関係法令が第 7 条（補足：出願日（優先権主張がある場合は優先日）から 12 月のグレースピリオド）、第 10 条(1)（補足：出願日から最短で 6 月、意匠の非公表の維持を認めること）、第 16 条(2)（補足：優先権の回復）及び／又は第 19 条(2)（補足：侵害訴訟への参加等に実施権記録を求めないこと）に適合しない国又は政府間機関は、留保を通じて、第 7 条、第 10 条(1)、第 16 条(2) 及び／又は第 19 条(2) に拘束されない旨を宣言することができることを定めている。

(3) では、留保の方式として、(1) 又は(2) に基

づく留保は、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に添付する宣言において行うと定めている。(4)では、(1)又は(2)に基づく留保は、いつでも撤回することができることを定めている。また、(5)では、この条約に対して、(1)又は(2)の規定により認められるものの以外の留保は許されないことを定めている。

第 32 条 廃棄

本条は本条約の廃棄について定める。

(1)では、廃棄の通告について、いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができることを定めている。(2)では、廃棄は、事務局長が(1)に規定する通告を受領した日から一年で効力を生ずること及びこれを行った締約国に関し、当該一年の期間が満了した時に係属中の出願又は登録されている意匠に対するこの条約の適用に影響を及ぼさないこと、ただし、廃棄を行った締約国は、当該一年の期間が満了した後、いかなる登録についても、登録を更新すべき日からこの条約の適用を停止することができることを定めている。

第 33 条 この条約の言語及び署名

本条ではこの条約の言語及び署名について定める。(1)(a)では、この条約に関しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名することを定めており、(b)では、事務局長は、(a)に規定していない言語を公用語とする締約国その他関係締約国と協議の上、当該言語による公定訳文を作成することを定めている。また、(2)では、本条約は、採択の後1年間、機関の本部において署名のために開放しておくことを定めている。

第 34 条 寄託者

本条は、本条約の寄託者を事務局長と定めている。

4. おわりに

本稿ではRDLTの各条を関連する規則や附帯決議とともに紹介した。意匠制度は特許制度や商標制度と比較して、各国の相違が大きく、制度調和に資する条約が成立したことの意義は大きい。また、PLTには含まれないグレースピリオドや、出願・登録意匠の非公表の維持の規定に合意できたことも大きな成果である。

リヤド意匠法条約は、15の国又は政府間機関が批准書又は加入書を寄託後、3月で効力を生じ、締約国は条約に沿った制度を整備する義務を負う。今後締約国が増えるにつれて、本条約が規定する手続がグローバルな意匠制度のスタンダードとなることが期待され、各国の意匠制度の調和を促進し、企業やクリエイターをはじめとする出願人が各国へ意匠出願する際の手続の負担軽減が期待される。

最後に、2024年11月にサウジアラビアで開催され、リヤド意匠法条約が採択された外交会議での、WIPO タン事務局長によるメッセージを紹介したい。このメッセージは、20年間に及ぶ議論に終止符が打たれ、国際的な意匠制度に新たな時代が訪れた瞬間を象徴する言葉と言えよう。

「イノベーションが国境なく普及し、創造性が花開き、知的財産が強力な推進力となる世界を実現しよう。いま我々は協調して歴史を切り開いた。世界中の発明者と創作者のために、共に歴史を作り続けよう。」

注)

- 1) なお、これに先立ち、2000年9月11～15日に実施された第5回SCT会合において、今後の課題として、事務局から列挙して提示されたSCTで取り扱うことのできる事項の1つに意匠制度の実体的、手続的調和が挙げられ、翌第6回SCT会合以降、いくつかの国の代表団が関心を示していた。
- 2) WIPOでは、条約の締結や改正を行うにあたっては、特別に招集された各国の全権大使らによる会議を開催することが伝統となっている。この、多国間条約の最終交渉を行い、採択又は改定するために開催される会議が、「外交会議 (Diplomatic Conference)」と呼ばれる。
- 3) 欧州等、初めて条約案、規則案が提示された第24回SCT会合において2012年から2013年の外交会議の提案をする国、地域の代表団もいる一方、議論が熟していないと意見する代表団もいる状況だった。2013年5月に開催された第29回SCT会合では、韓国とロシアが外交会議のホスト国となる意思を示す等、一部の論点に議論を残しつつも、議論自体は外交会議に進むために十分に熟したと意見する代表団も増えていた。
- 4) 争点には形式面と実体面の両面があり、形式面では、条約内の条文 (Article) で規定するか、外交会議の附帯決議 (Resolution, STLT がこの形式で技術支援を定めている) や合意声明 (Agreed Statement, PLT がこの形式で技術面を定めている) とするか、という点での隔たりがあり、実体面ではそれまでの他の条約における技術支援を超えた、システム等の提供を加えるか否かで先進国と途上国間での隔たりが大きかった。
- 5) 途上国や一部の先進国が導入に肯定的だった。
- 6) 2016年4月に実施された第35回SCT会合までは会合ごとに条文案及び規則案が提示されていたが、2016年10月に実施された第36回SCT会合以降は第35回SCT会合の資料が参考資料として提示され、資料として更新されなかった。
- 7) 条約・規則・附帯決議の原文は以下URLを参照されたい。(条約) <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/593353> (規則) <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/593359> (附帯決議) <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/594073>
- 8) なお、ブラジルはこれ以前のSCTでの議論においても、グレースピリオドの期間の「6月」を中心に、月単位の期間の計算を各国の裁量に委ねることなどを度々提案していた (補足: 同国のグレースピリオドを認める期間は180日。ブラジル産業財産権法第96条(3) (2025年5月調べ))。
- 9) 例えば、意匠法第20条第1項は、「意匠権は、設定の登録により発生する。」と規定している。
- 10) 例えば、米国の意匠特許 (design patent) や、中国の外観設計専利等がある。
- 11) 例えば、パヌアツ意匠法 (2003年第3号。 <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/10728>) 第1条で (英語版において) 「expression of indigenous culture」、 「indigenous knowledge」について言及がある他、第62条で indigenous knowledge を含む意匠の登録について規定されている (2025年5月調べ)。意匠法だけでなく、知財

- 法全般における遺伝資源の規定や遺伝資源 (Genetic Resources) に関する各国の法令についての情報はWIPOのページ (<https://www.wipo.int/en/web/traditional-knowledge/databases/tklaws/index>) で検索することができる。
- 12) 例えば、日本等で認めている見本、韓国で認められている3Dオブジェクト等が該当する
 - 13) 2012年12月に開催された第28回SCT会合でのインド提案が条文草案の脚注に掲載され、第3回SCT特別会合において、意見の収れんに至っていないことを示すブラケットを付しつつ、外交会議の基本提案第5条(1)(a)(v)に加えられたが、外交会議での交渉を通じ当該規定はRDLTからは削除された。
 - 14) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct_25/sct_25_2.pdf
 - 15) ブラジルからの主張。同国のグレースピリオドを認める期間が180日であることに由来する。ブラジル産業財産権法第96条(3) (2025年5月調べ)。
 - 16) なお、意匠公報で公開された意匠にグレースピリオドを認めるか否かについては、RDLT外交会議における「意匠法条約の基本提案における注釈 (DLT/DC/5。 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/dlt_dc/dlt_dc_5.pdf)」において、注釈6.04に、以下のように、各国が定める事項とされている。

6.04 国内官庁又は外国官庁が発行する公報に記載された意匠の開示がグレースピリオドを生じさせるかどうかの問題は、各締約国の関係法令に関する事項である。締約国は次のように考えることができる。

官庁による公報での開示は、第6条第(i)号及び第(ii)号に規定するいずれの状況にも該当せず、その結果、グレースピリオドを生じないと考えることができる。
 - 17) 優先権主張がある場合も優先日ではなく出願日から6月となる。
 - 18) 2008年12月に実施された第20回SCT会合で公表された各国調査結果資料「WIPO/STRAD/INF/2/REV.1 (Summary of Replies to the Questionnaires (Parts I and II) on Industrial Design Law and Practice (SCT/18/7 and SCT/18/8 Rev.))」。 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct_20/wipo_strad_inf_2_rev_1.pdf では、回答した67の国・地域のうち、出願人が公開の繰延を請求できるとした国が34か国・地域 (50.7%)、できないとした国が27か国・地域 (40.3%) であり、16か国・地域 (23.9%) が空欄又は回答不可 (N/A) だった。
 - 19) 2011年10月の会合が、会期中の2011年10月27日にWIPO庁舎で生じた電気系統による火災で中断されたため、2012年2月に再開会合が実施された。
 - 20) 起算日のルールが変わることやハーグ協定のジュネーブ改正協定との不整合を理由とする
 - 21) https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct_s3/sct_s3_7.pdf
 - 22) 商標法に関するシンガポール条約 (STLT) では、法定期間の徒過も期間の延長による救済の対象 (同条約第14条)。

23) 特許法条約 (PLT) では、期間満了前の延長申請による期間の延長を定めていたとしても、期間満了後の延長申請の提出による期間の延長を定めていない場合には処理の継続を定める義務が生じるため (同条約第 11 条(2)), RDLT では類似の規定について締約国の義務を若干緩和したものとも考えられる。

24) 特許法条約 (PLT) では、期間満了後の延長申請又は

処理の継続を定めているか否かに関わらず、権利の回復の規定を設ける義務が生じるため、この点において RDLT では PLT に比して締約国の義務が緩和されたものと考えられる。

25) 2025 年 7 月末時点で 25 か国が署名している。

https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=19852